

## 令和8年度海岸漂着物発生抑制対策に係る啓発業務委託仕様書

### 1 事業の目的

海岸の良好な景観及び環境の保全を図るため、本県の海岸漂着物等の現状に対する県民の理解及び、県民主導による海岸漂着物等の発生抑制の取組を各種広告、環境美化イベントへの参加又は開催等で発信し、普及啓発を図ることを目的とする。

### 2 委託業務の内容

県との協議により、下記業務を行う。

#### (1) 広告動画作成・広報業務

##### ①動画作成に関すること

- ・15～30秒の長さであること。
- ・1～4本作成すること。

##### ②配信媒体・期間に関すること

- ・SNS等による広告（3か月以上）

#### (2) 内陸部市町村で開催されるイベントでの普及啓発業務

##### ①啓発に関すること

- ・イベントに参加し、ワークショップを実施すること

##### ②イベント選定に関すること

- ・内陸地域での普及啓発のために内陸地域市町村で開催されること
- ・昨年及び一昨年に実施した市町村と重複しないこと  
(昨年はこばやし秋まつり、一昨年はひのかげ溪谷まつりに参加)

##### ③ワークショップに関すること

- ・スタッフの手配及び調整
- ・事務局の運営
- ・会場のレイアウト作成及び設営（看板作成等を含む）
- ・イベント進行基本案の立案
- ・その他ワークショップを行う際に使用・配布する資料等の準備
- ・イベントやワークショップを周知する広告の電子データ作成  
(SNS等での広告を想定)

##### ④その他留意事項

- ・小学生でもわかりやすい内容とすること。
- ・ごみ発生抑制の観点から、紙媒体でのチラシの作成・配布は原則不可。
- ・ワークショップの資料については作成・配布可能。
- ・ワークショップの参加人数は100人以上を目標とする。

(3) 自由提案

- ・上記の他、業務の目的を達成するために効果的な提案、企画の実施を行うこと。

3 普及啓発の内容

次の内容を盛り込むこと。

(1) 本県における海岸漂着物等の現状

本県の海岸では、海岸利用時に捨てられたごみだけではなく、河川等を通じて海に流出したごみ、流木・灌木等が見受けられることを分かりやすく伝える。

(2) 日常生活におけるごみの河川等への流出防止の呼びかけ

日常生活や事業活動において発生したごみが河川や海域に流出しないよう、ごみの適正管理及び不法投棄の防止を呼びかける。

(3) 海岸利用者への呼びかけ

海岸でのレジャー活動で発生したごみの持ち帰りや、清掃について呼びかける。

4 成果品

- ① 報告書
- ② 各 SNS 等広告の放送確認書
- ③ 各 SNS 等広告の動画電子媒体
- ④ 周知公告のデータ（PDF等）
- ⑤ 本事業で制作した啓発動画等のデータ一式